

滋 薬 感 対 第 1 9 7 号  
令和2年(2020年)2月13日

滋賀県医師会長 }  
各地域医師会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長  
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項についておよび同基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

このことについては、令和2年2月4日付け滋薬感対第162号で当職からお知らせしたところです。

この度、令和2年2月12日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり事務連絡がありました。また、令和2年2月7日付け健Ⅱ256Fで日本医師会感染症危機管理対策室長から都道府県(郡市)医師会感染症危機管理担当理事あてに「新型コロナウイルス感染症疑い例に係る医療機関における対応について」の通知されたところですが、本県での取り扱いは下記のとおりとしますので、御承知いただくとともに各所属会員への周知をお願いします。

#### 記

○流行地域(令和2年2月13日以降)  
中華人民共和国湖北省および浙江省

○疑い例の考え方

届出基準のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、各自治体と相談の上、判断するものとする。

○帰国者・接触者外来への紹介

一般医療機関の医師が新型コロナウイルス感染症を強く疑う場合には、医師は「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、協議を行うものとする。

協議により、「帰国者・接触者外来」の受診が必要となった場合、医師は患者に「帰国者・接触者相談センター」に連絡を行うよう指示するものとする。

(一般医療機関が直接「帰国者・接触者外来」を紹介することはありません。)

\* 下線部が今回新たに示した考え方です。

担当 感染症対策係 我藤 TEL 077-528-3632
----------------------------------

## 新型コロナウイルス感染症を強く疑う患者の受診概要

- ① 患者が一般医療機関を受診
- ② 問診等により新型コロナウイルス感染症を強く疑う
- ③ 一般医療機関の医師が「帰国者・接触者相談センター」と強く疑う根拠等について協議
- ④ 「帰国者・接触者外来」の受診の必要を認めた場合、一般医療機関の医師は当該患者に「帰国者・接触者相談センター」に連絡するように伝える。  
「帰国者・接触者外来」の受診の必要がなかった場合は、一般医療機関で診療を行う。
- ⑤ 患者は「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、受診に必要な内容を伝える。
- ⑥ 「帰国者・接触者相談センター」は、「帰国者・接触者外来」に連絡し、受診調整を行う。
- ⑦ 「帰国者・接触者相談センター」は、患者に「帰国者・接触者外来」の受診方法を伝える。
- ⑧ 「帰国者・接触者外来」は、当該患者の診察・検査等を行い、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、疑似症の発生届を管轄の保健所に提出するとともに必要な検体を確保する。